

資料第 023-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順

- 1 住宅課は、被災後1週間以内に実施・完了する家屋被害概況調査の調査票、家屋被害台帳電子データ、被害概況を落とし込んだ地図図面を災害対策本部または都市計画課から入手する。
- 2 入手した被害概況データをもとに、仮設住宅の必要戸数の概算を行っておく。具体的には、仮設住宅へは全壊・全焼世帯しか入居できないため、被害概況データのうち「大被害地区」のデータに注目し、全壊戸数を想定しておく。
- 3 1か月以内に、より詳細な被害情報が示されている家屋被害状況調査、および被災前後の住宅・生活状況、今後の生活再建意向が示されている被災者生活実態調査の調査票やデータ等入手し、仮設住宅の必要戸数を確定する。
仮設住宅の必要戸数の計算は、家屋被害状況調査項目にある「全壊・全焼」戸数の合計、被災者生活実態調査項目にある「世帯構成」、「被災後の現状」等から算出する。
- 4 3の作業と並行して、「半壊・半焼」世帯数を把握する。計算方法は、全焼・全壊が半壊・半焼戸数となる以外は3と同様。ここで得られた戸数は、応急修理必要戸数として把握しておく。
- 5 3の作業で算出した「応急仮設住宅の全体必要量」を都に報告する。報告は、東京都D I S端末を使用する。

法令

- 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
第 4 条（救助の種類等） 第 18 条（費用の支弁区分） 第 21 条（国庫負担）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号）
第 2 条 2 応急仮設住宅 第 7 条 被災した住宅の応急修理
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）
第 8 条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）
- 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
第 8 条（災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等）

通知・マニュアル

- 災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年 5 月 11 日社施第 90 号 厚生省社会局長通知）
第 5 救助の程度、方法及び期間に関する事項
2 救助の種類別留意事項
(1) 収容施設の供与 イ 応急仮設住宅 (5) 住宅の応急修理
- 大規模災害における応急救助の指針について（平成 9 年 6 月 30 日社援保第 122 号 社会・援護局保護課長通知）
第 2 応急救助の実施
2 応急仮設住宅の供与 6 住宅の応急修理
- 「災害救助事務取扱要領」（平成 27 年 5 月）
内閣府政策統括官（防災担当）付、参事官（被災者行政担当）付（※毎年度更新あり）
- 「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成 24 年 5 月 21 日）国土交通省住宅局住宅生産課
- 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」
（平成 24 年 4 月 27 日 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省土地・建設産業局不動産課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）
- 「災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】」（本編、資料編）
（平成 24 年 11 月）国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課、厚生労働省社会援護局総務課災害救助・救援対策室
- 「被災者の住まいの確保に関する取組事例集」（平成 27 年 3 月）内閣府
- 内閣府 防災情報のページ
URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_h27kaigi.html

資料第 023-3 仮設住宅必要量概算シート

☆ 応急住宅必要量概算シート <案>

[] ←区市町村名を入れる

I 家屋被害概況調査結果

○ 家屋被害概況調査による被害棟数 …(a)

II 木造全壊・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 …(b)

○ 当該区市町村の住宅系建物の木造建物棟数比率 …(c)

○ 被害想定による当該区市町村の木造全壊比率 …(d)

○ 当該区市町村の木造建物1棟あたりの平均住宅数 …(e)

※ 木造全壊・焼失世帯数 = (a) × (b) × (c) × (d) × (e) = …(f)

III 非木造大破・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 …(b)

○ 当該区市町村の住宅系建物の非木造建物棟数比率 …(g)

○ 被害想定による当該区市町村のRC造の大破比率 …(h)

○ 当該区市町村の非木造建物1棟あたりの平均住宅数 …(i)

※ 非木造大破・焼失世帯数 = (a) × (b) × (g) × (h) × (i) = …(j)

IV 全壊(大破)・焼失世帯数の算出

※ 全壊(大破)・焼失世帯数 = 木造全壊・焼失世帯数(f) + 非木造大破・焼失世帯数(j) = …(k)

V 応急住宅必要数の算出

※ 応急住宅必要数 = 全壊(大破)・焼失世帯数 × 0.3 = 戸

(出典：都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 370)

資料第 023-4 被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点

- ・被災度区分判定は、高度に専門性が高いことから業者への委託などによる対応も検討する。
- ・応急危険度判定と被災度区分判定は目的が異なることから、同時判定および同時点の兼務は不適切。
⇒応急危険度判定は緊急的な二次被害防止のための判定、被災度区分判定は復旧等に向けた建物の建替え・補修の判別
- ・民間住宅の被災度区分判定実施の有無を検討すること。
※実施の流れについては、資料第 023-9 応急危険度判定業務「2 被災度区分判定」を参照のこと。

資料第 023-5 【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案

都市整備局被災度区分判定調査班の編成等案

(調査班の設置)

住宅復興対策を迅速かつ計画的・効果的に実施するため、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）」を標準とした被災度区分判定基準に基づき、公営住宅等における被災度区分判定を実施するための被災度区分判定調査班を設置する。

(調査班の構成)

調査班は、都市整備局都営住宅経営部が主幹となり、都職員、都住宅供給公社職員※、専門家等により構成する。

(対象となる住宅)

都営住宅等、特定優良賃貸住宅（都・公社施行型）、公社一般賃貸住宅とする。

(調査班の業務)

- 1 被災度区分判定基準に基づき、対象となる住宅の被災度判定を実施する。
- 2 被災度区分判定の結果を東京都に報告する。

※都営住宅の指定管理者が都住宅供給公社である場合

(出典：都震災復興マニュアル（復興施策編）P. 368)

資料第 023-6 応急危険度判定業務

1 応急危険度判定（地震災害）

- 地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、および落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次的災害を防止する。
- また、建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所などからの被災者の帰宅を促進する。
- 応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因（台風等）によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。
- 応急危険度判定は、り災証明発行のための損害の査定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用の可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適用される。

(1) 調査の方法

- 主に建築関連部局が中心となって、区で登録が進められている応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。
- 判定用紙・判定ステッカー、関連資機材を準備する。
- 市町村は、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データに関するリストを準備しておく。
- 調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
- 迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。

(2) 広報・問い合わせ対応

- 応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、り災証明発行のための被害調査などと混同されやすく、広報や調査の際における説明（パンフレット配布など）に心がける。
- 問い合わせ受付電話などを設けて対応する。

(3) 参考：避難所として使用される施設の応急危険度判定

- 避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合は、余震等に対する安全性の検討はより慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外部の構造安全性だけでなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査が入念にされなければならない。
- 文部科学省は、被災文教施設の設置者等が、応急危険度判定を実施することが困難となった場合に備え、その要請に応じ調査団を派遣できる支援体制を整備するため、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定めた（平成18年12月）。この要領に基づき、文教施設応急危険度判定士の名簿登録が行われている。

（出典：災害対応資料集（平成24年4月）内閣府）

2 被災度区分判定

- 応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。
- 被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

(1) 方法

- 被災宅地危険度判定士は、被災地で地元の市町村又は都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者である。
- 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）が対象となる。判定作業は2～3人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

(2) 参考

- 被災度区分判定の方法については、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」（財団法人 日本建築防災協会）が示されている。

3 被災宅地危険度判定

- 擁壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を表示する。

(1) 方法

- 被災宅地危険度判定士は、被災地で地元の市町村又は都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者のこと。
- 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地（宅地）が対象となる。判定作業は2～3人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。
- 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。

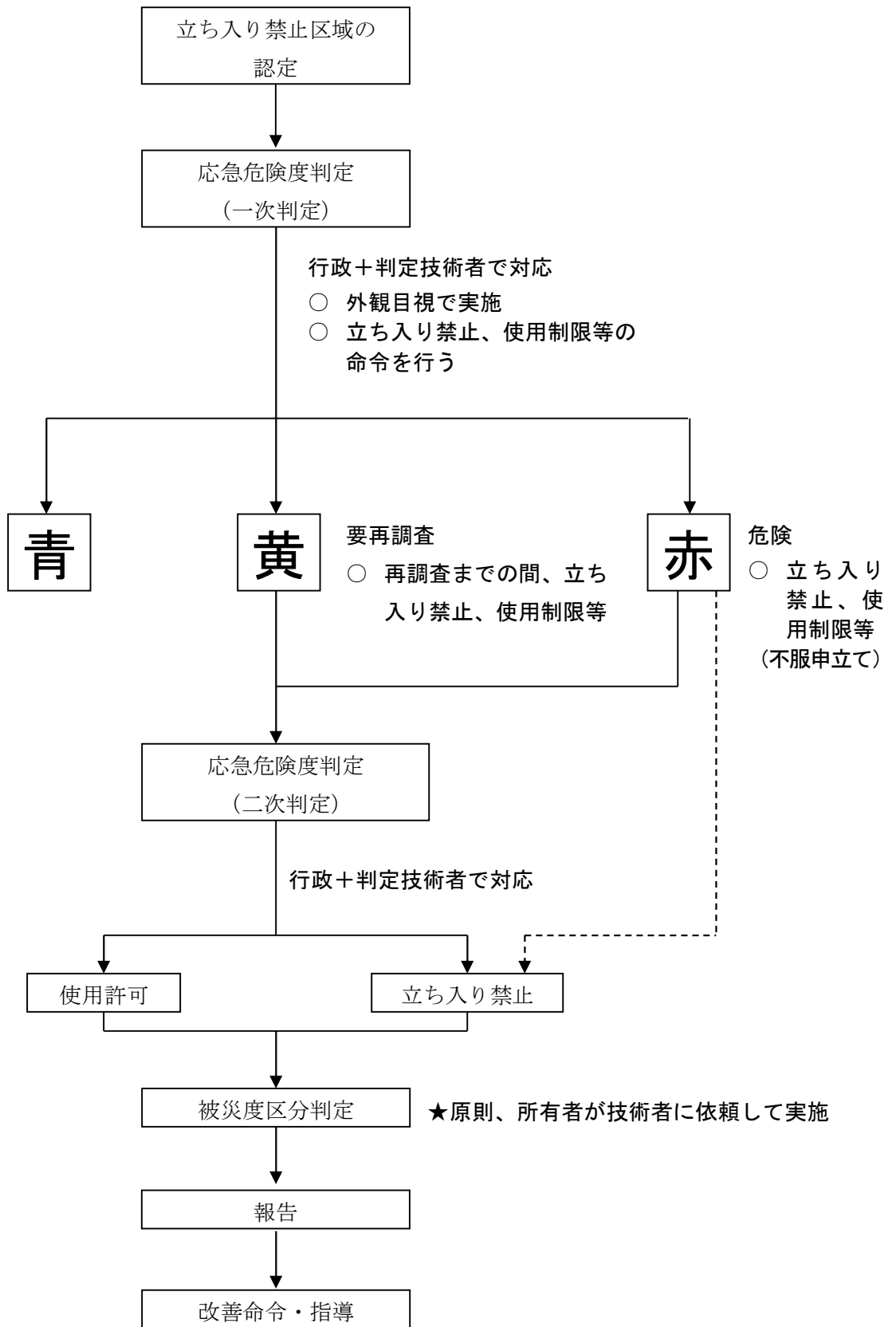
(2) 参考

被災宅地危険度判定制度は、阪神・淡路大震災を契機に創設された。この制度は、従来の地方公共団体職員だけでなく、官民間問わず知識、技術のある被災宅地危険度判定士を認定登録するもので、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、登録された被災宅地危険度判定士が被害の状況を早く的確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うものである。

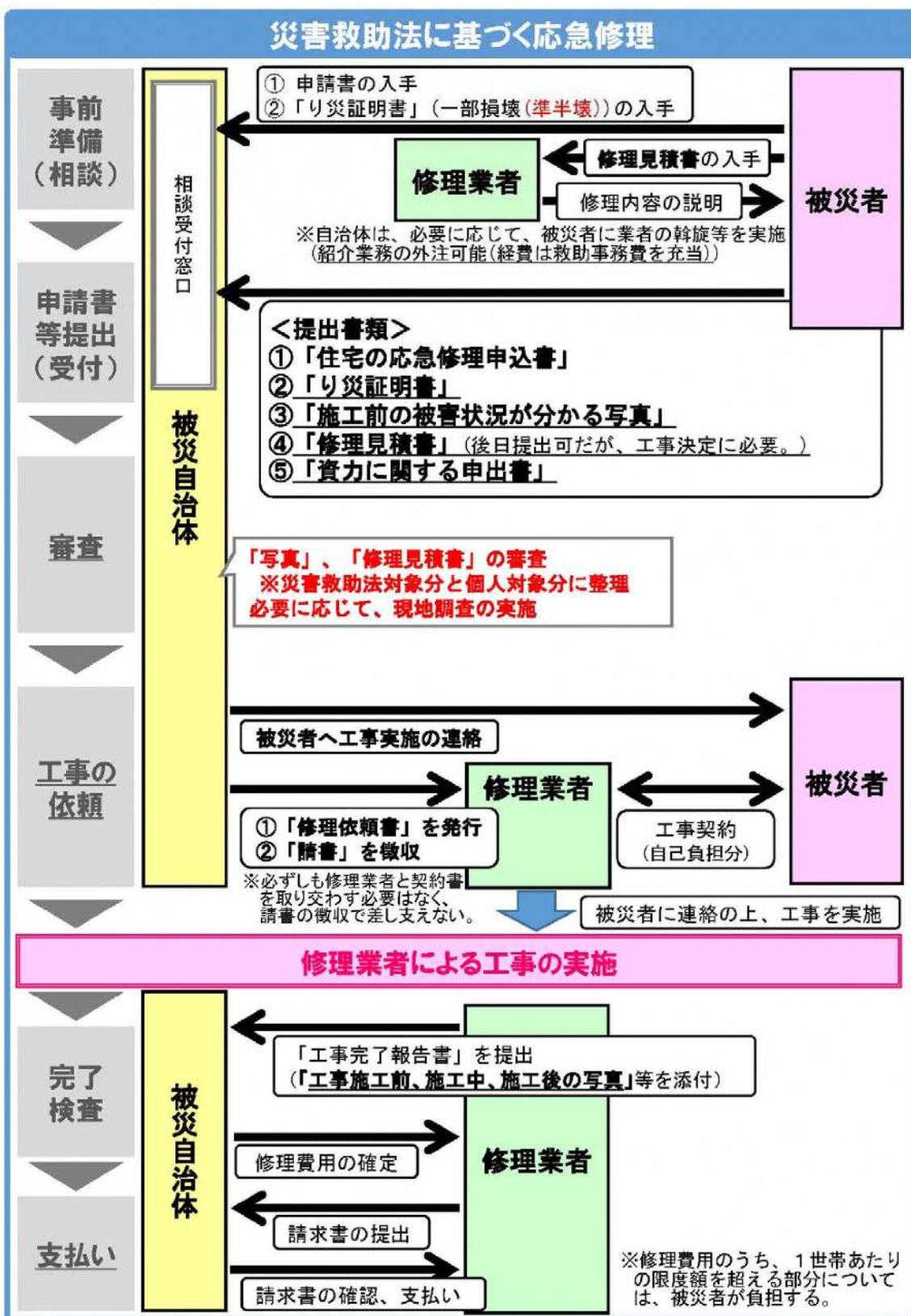
この判定制度の円滑な実施・運用を図るため、被災宅地危険度判定連絡協議会が平成9年5月に発足している。

（出典：災害対応資料集（平成24年4月）内閣府）

資料第 023-7 応急危険度判定・被災度区分判定の考え方



資料第 023-8 住宅の応急修理の手続および流れ



(出典：災害救助事務取扱要領 (令和元年 10 月内閣府))

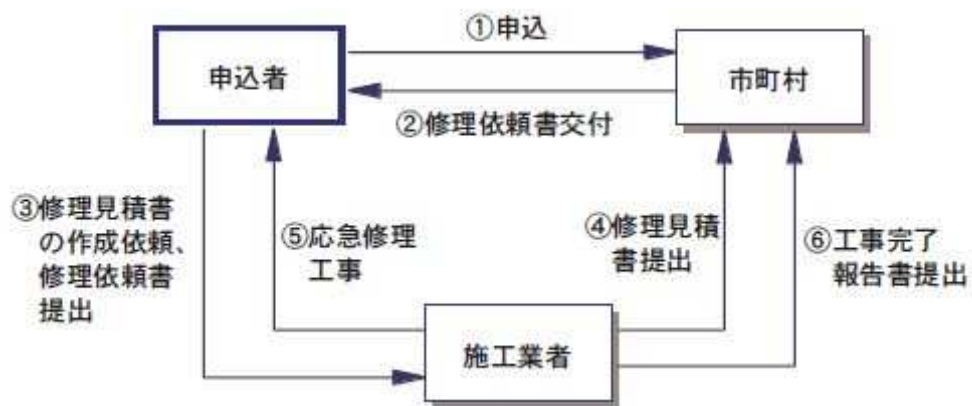
資料第 023-9 【参考】応急修理手続の簡素化（平成 16 年 新潟県中越地震：新潟県）

1 対象世帯要件の緩和

- ・被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。

2 手続きの簡素化

- ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施し、本格修理分の金額を業者から市町村、県に請求する形で実施した。
- ・被災者生活再建支援法及び県独自支援金との関連から、手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省も加わって作成された。
- ・被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置された。



資料第 023-10 【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案

I 住宅復興計画の基本的な考え方

1 目標

- 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
- 公的支援による被災者の自力での住まいの確保の促進
- 公的支援等による恒久的な住宅の確保
- 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2 役割

- 東京都復興総合計画の特定分野計画
- 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3 計画期間

- 5カ年

II 施策

1 応急的な住宅の整備等

- (1) 被災住宅の応急修理
- (2) 応急仮設住宅等の供給

2 自力での住まいの確保への支援

- (1) マンション等の再建
- (2) 住宅資産活用等による住宅再建
- (3) 民間住宅の供給促進
- (4) 民間賃貸住宅への入居支援
- (5) 住まい・まちづくり推進体制
- (6) 情報提供及び住宅相談

3 公的住宅の供給

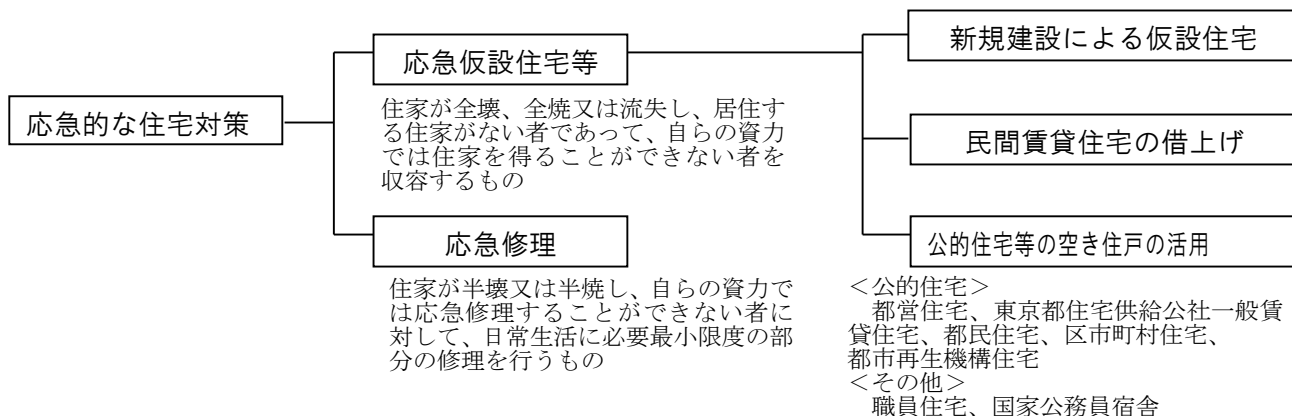
- (1) 公営住宅
- (2) 公社・機構住宅

4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

- (1) 安全で快適な住宅・住環境の整備
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) がれき等の処分及び発生の抑制等
- (4) その他

(出典：都震災復興マニュアル(復興施策編) P.390)

1 応急仮設住宅等の定義



2 応急仮設住宅等の供給に関する基本的な考え方

- 応急的な住宅の迅速な供給を図るため、応急仮設住宅等の供給計画作成の作業と並行して、民間賃貸住宅の空き家の提供や応急仮設住宅の建設を進めることとし、家屋被害の状況等を踏まえつつ、供給量のフレームを適宜見直していく。
- 広域かつ甚大な災害時における段階的な供給や局所的な災害時における応急仮設住宅等の住宅種別など、発災場所や災害の規模に応じた、効果的な応急仮設住宅等の供給方法を検討する。
- 被災区市町村の状況に応じて、都が技術的な後方支援を行う。
- 災害の規模や入居者のニーズに対応するために適切な附帯設備を供給する。
- 応急仮設住宅等の供給にあたっては、地域の円滑な復興につながるよう、地域コミュニティへの配慮に努めるものとする。
- 応急修理制度の活用や積極的な民間賃貸住宅の供給・公的住宅等の活用により、既存ストックを最大限活用する。

（出典：都震災復興マニュアル（復興施策編）P.382より一部抜粋）

資料第 023-12 応急的な住宅の確保にあたっての留意点

1 応急仮設住宅を建設するにあたっての留意点

- (1) 応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として①区有地、②都有地・国有地、③企業等の民有地の順に選定する。都・国有地の利用にあたっては、事前に協議を行うこと。
- (2) 民有地の借り上げについては、固定資産税の免除等を都に要請するほか、それと同等の措置を講ずることを前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。このため、個人所有者との交渉を避け、企業との交渉を中心に行うこと。ただし、期間延長については有償の問題が発生する場合もあるため、協議の際は注意すること。
- (3) 応急仮設住宅の設営期間は長期にわたることから、教育施設への設営は避けることが望ましい。やむを得ず設営する場合は、教育活動にできる限り支障を与えないようにすること。
- (4) J Aとの協定により、生産緑地の使用が認められているが、返却時に原状回復しなければならないため、仮設用地には適さないことに留意しておくこと。

2 一時提供住宅を提供するにあたっての留意点

- (1) 民間賃貸住宅は、公営住宅や仮設住宅に比べて居住環境が良好であるため、不公平感を生じさせないように、新築を避ける等の配慮を十分におこなうこと。
- (2) 半壊の空き家については、区が借り上げをし応急修理で補修を行うなどして、一時提供住宅として提供するなど、柔軟な対応を行うこと。
- (3) 借り上げる住宅について、公営、民間のほか、企業所有の社宅・保養地、区防災寮についても視野に入れて検討すること。
- (4) 民間賃貸住宅の借り上げの賃料は、都・区どちらの負担とするか事前に協議を行っておくこと。また、光熱水費、共益費、敷金、礼金、仲介料、保険料なども、行政と被災者の負担を明確にしておくこと。
- (5) 一時提供住宅（民間賃貸住宅等）の契約方法や入居の選定条件、物件の選定条件（間取り、築年数等）もあらかじめ検討しておくこと。

資料第 023-13 【参考】 応急的な住宅供給の概要（文京区）

1 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設時期及び戸数、建物の形式、業者発注は都が決定し実施する。工事監督は都が行うが、困難な場合は区に委任される場合がある。

- (1) 設置・供用戸数 区域の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。この上限で押さえることが困難な場合は、災害救助法適用区市町村全体の3割以内で融通し合うものとし、設置戸数の引き上げが必要な場合には、都が厚生労働大臣に申請する。供用戸数は、都が決定する。
- (2) 期間 着工は発災の日から20日以内とし、供与の期間は2年以内とする。
- (3) 建物の形式等（原則） ①平屋建て・2階建てのプレハブ（軽量鉄骨、木質系プレハブ、木造又はユニット） ②必要に応じて高齢者や身障者世帯に適した設備・構造とする。 ③1戸当たりの床面積は26.4㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の供給に努める。

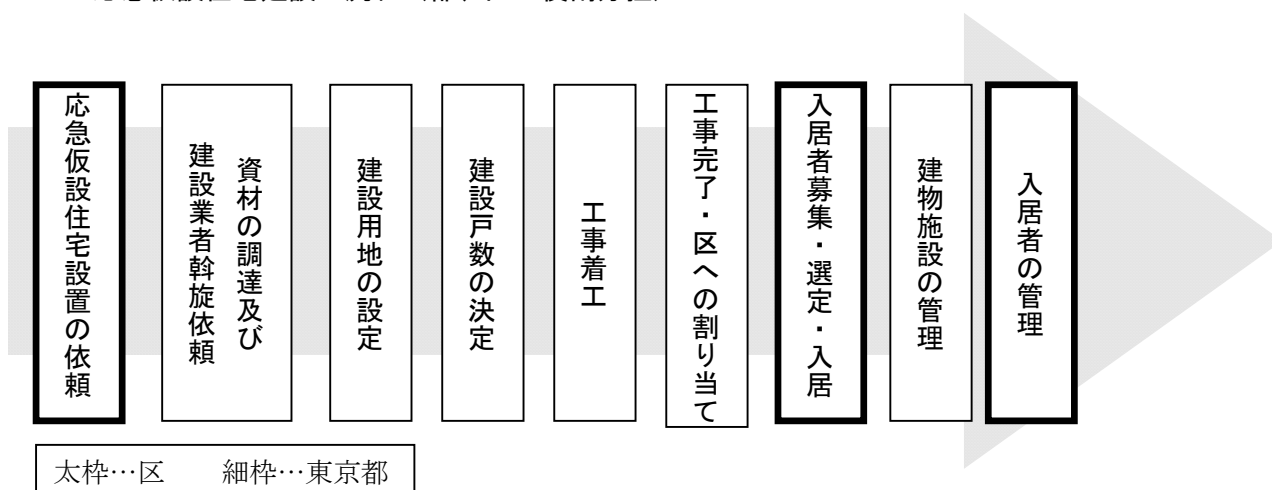
※建設工事と資材確保は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会が斡旋する業者に委託する。

2 仮設住宅以外の住宅の供与

都は、住宅に困窮する被災者のために、仮設住宅以外の住宅を確保する。

- (1) 公共住宅の確保として、都営住宅、公団、公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める。入居基準は、仮設住宅入居の基準、及び管理主体の定める基準とする。
- (2) 公共住宅の確保で間に合わない場合は、借り上げ又は斡旋により民間賃貸住宅を確保し提供に努める。

3 応急仮設住宅建設の流れ（都、区の役割分担）



（出典：文京区震災復興マニュアル）

資料第023-14 【参考】 応急仮設住宅建設可能用地調査票（発災後調査用）

応急仮設住宅建設用地調査票(案)			
用地的名称等	所在地		地名地番 住居表示
	区外	市内	所在地
交通手段 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 車 駅名: () 分 徒歩 () 分 () 分 徒歩 () 分	徒歩 () 分 バス () 分 車 () 分 その他 () 分	所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号	
		所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号	
用地の名称等 用途: <input type="checkbox"/> 商業用地 <input type="checkbox"/> 住宅用地 <input type="checkbox"/> 工業用地 <input type="checkbox"/> その他	用途: <input type="checkbox"/> 商業用地 <input type="checkbox"/> 住宅用地 <input type="checkbox"/> 工業用地 <input type="checkbox"/> その他	用途: <input type="checkbox"/> 商業用地 <input type="checkbox"/> 住宅用地 <input type="checkbox"/> 工業用地 <input type="checkbox"/> その他	
		用途: <input type="checkbox"/> 商業用地 <input type="checkbox"/> 住宅用地 <input type="checkbox"/> 工業用地 <input type="checkbox"/> その他	
【敷地現況】			
<input type="checkbox"/> 用地面積 () m ² <input type="checkbox"/> 敷地面積 () m ² <input type="checkbox"/> 利用状況	<input type="checkbox"/> 敷地面積 () m ² <input type="checkbox"/> 利用状況 <input type="checkbox"/> 用途: <input type="checkbox"/> 商業用地 <input type="checkbox"/> 住宅用地 <input type="checkbox"/> 工業用地 <input type="checkbox"/> その他	所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号	
【ライプラインの整備状況】			
<input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> 排水 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> 排水 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス	所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号 所在地: () 丁目 () 番地 () 号	
【既設住宅等据上げの場合】			
<input type="checkbox"/> 据上げ等 <input type="checkbox"/> 据上げ等 <input type="checkbox"/> 据上げ等			
【特記事項】			

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 347)

資料第 023-15 【参考】公的住宅等一覧

(道府県名)											
(調査日) 年 月 日			(調査者)								
住宅 番号	所在地	住宅の 名称等	区分	全戸数	空き家 戸数	間取等	階/階高	EV 有無	規模 (㎡)・室 番号等	その他 一時提供 の条件等	管理者・ 連絡先等
1						1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
他											
2						1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
他											
3						1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
他											

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P.348)

資料第 023-16 応急仮設住宅等入居者選定基準（案）

応急仮設住宅等入居者選定基準（案）

本基準は、東京都地域防災計画（震災編）第13章に規定する応急仮設住宅の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1 入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- 二 居住する住家がない者
- 三 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の選定

(1) 応急仮設住宅等の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとすることができる。

- 一 第1順位 高齢者（65歳以上）のみの世帯、障害者（中度以上）のいる世帯、乳幼児（3歳未満）のいる母子世帯
- 二 第2順位 高齢者（65歳以上）のいる世帯、乳幼児（3歳未満）のいる世帯、母子世帯（子どもが18歳未満）、多子世帯（子どもが18歳未満）、妊婦のいる世帯
- 三 第3順位 病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯
- 四 第4順位 前1号から3号に規定する世帯以外の世帯

(2) 応急仮設住宅等の戸数が使用申込者の数に充たないときは、前項の各号に掲げる者を各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定する者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね10戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人又は共同で提供した土地所有者に対しては、原則として、応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

（出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 350）

資料第 023-17 入居者募集の公表案文

〇〇〇〇〇震災により被災された方々に対する住宅の提供について

●●年●月●日の震災による被災者で住宅に困窮する方に対して、早期の生活再建に向けた支援のため、応急仮設住宅等を提供します。

1 対象者（入居要件）

●●年●月●日の震災により、住家の全壊・焼失により居住できず、自力の資力では住宅を確保できない方

2 無償で提供する期間

原則として、入居から2年間

3 提供する住宅ごとの住宅の位置、広さ、申し込み受付方法など

申し込み受付方法などは、下記の住宅の種類をクリックしてご確認ください。

- (1) 新規建設による仮設住宅
- (2) 民間賃貸住宅の借上げ
- (3) 公的住宅等（都営住宅、公社一般賃貸住宅等）

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 349)

資料第 023-18 東京都の入居者名簿フォーマット案

調査日	年 月 日	住宅名		部屋番号																																																	
世帯主氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳																																																
従前居住地																																																					
入居月日	年 月 日～																																																				
入居資格	ア 罹災証明書	<input type="checkbox"/> 全壊・全焼	<input type="checkbox"/> 半壊・半焼																																																		
	イ 選定基準	<input type="checkbox"/> 優先入居	<input type="checkbox"/> 一般入居																																																		
世帯年収	ア 被災前の世帯収入	1 か月約	円																																																		
	イ 現在の世帯収入	1 か月約	円																																																		
家族構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> <th>収入</th> <th>障害の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考																																														
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																															
特記事項																																																					

(出典：区市町村震災復興標準マニュアル P. 351)

本調査は、兵庫県が、平成8年2月～3月、仮設住宅48,300戸のうち空き家5,612戸を除く42,688戸を対象に実施した。調査方法は、県が委嘱した調査員による訪問・聞き取り調査で、有効回答数は37,176世帯（有効回答率87.1%）である。

設問は、以下のとおり、今後の住宅希望や健康に関するものが中心である。

1. 入居者（世帯）属性と従前住居について
 - ・入居者の年齢、世帯の家計収入、主な収入源、以前住んでいた借家の家賃等
2. 今後の住宅希望等について
 - ・恒久住宅の希望：公的借家、民間借家、持ち家（公的借家を望む世帯対象）
 - ・り災証明書の種類
 - ・住宅希望地を選ぶ理由：被災前に居住、今の場所に近い、通勤に便利
 - ・恒久住宅の希望地（第1希望～第3希望）
 - ・間取りの希望
 - ・気心の知れた数世帯と一緒に居住できる共同住宅への入居の希望
 - ・同じ仮設の入居者がまとまって移転できる公的住宅の希望
3. 入居者の健康等の実態について
 - ・入居者の健康：健康、不安あり、治療中
 - ・医療機関の利用
 - ・病名
 - ・医療機関の場所：被災前の居住地、現在の居住地
 - ・精神的不安の有無
 - ・保健・医療・福祉サービスの受給状況
 - ・保健・医療・福祉サービスの希望
4. その他
 - ・身体障害者（車いす対応）の住宅への希望

資料第 023-20 被災者のための各種支援事業

制度の名称	生活再建支援制度（居住安定支援制度）																																																													
支援の種類	給付																																																													
支援の内容	<p>●災害により住宅が全壊または大規模半壊等した世帯に対して、住宅の解体・撤去費、再建のためのローン利子の一部、家賃などの居住関係の経費を対象に支援金を支給します。</p> <p>■対象となる経費</p> <p>①被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去および整地に要する経費（大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去および整地に要する経費が対象になります） ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲になります。</p> <p>②被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費（大規模半壊住宅は、補修に係る借入金関係経費も対象になります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象です） ・ローン保証料 <p>③被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限り）</p> <p>④被災世帯が居住する住宅の立て替えおよび補修に係る以下の諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金 																																																													
	<p>■支給限度額</p> <p>①住宅が全壊等し、住宅を建設または購入する場合は、200万円を上限支給します。</p> <table border="1" data-bbox="507 1171 1313 1440"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え、700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え、800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設または購入する場合は、100万円を上限支給します。</p> <table border="1" data-bbox="507 1563 1313 1832"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え、700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え、800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件				住宅の形態	支給限度額																																																								
		複数世帯	単数世帯																																																											
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円																																																										
		借家	100万円	75万円																																																										
500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																																											
			複数世帯	単数世帯																																																										
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	100万円	75万円																																																										
500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										

支援の内容 (続き)	<p>③住宅が全壊または大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50万円を上限に支給します。ただし、上記の①または②の支給限度額の内数になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50万円を超え、700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え、800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上または要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単身世帯	50万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	50万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	25万円	18.75万円	借家	25万円	18.75万円	700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	25万円	18.75万円	借家	25万円	18.75万円
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																
複数世帯				単身世帯																																
50万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50万円	37.5万円																																
		借家	50万円	37.5万円																																
50万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	25万円	18.75万円																																
		借家	25万円	18.75万円																																
700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	25万円	18.75万円																																
		借家	25万円	18.75万円																																
	<ul style="list-style-type: none"> ●他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に1/2を乗じた扱いになります。 ●支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費が対象です。 																																			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。 ※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期間にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。 																																			
問い合わせ	都道府県、市町村																																			

(出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）)

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）	
支援の種類	融資	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 	
	構造等	融資限度額
	耐火住宅	1,460万円
	準耐火住宅	1,460万円
	木造住宅（耐久性）	1,460万円
	木造住宅（一般）	1,400万円
	特例加算	450万円
	土地取得費	970万円
整地費	380万円	
返済期間	35年	
返済期間	35年	
返済期間	35年	
返済期間	25年	
返済期間	—	
返済期間	—	
返済期間	—	
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。	
問い合わせ	住宅金融公庫	

（出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府））

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																																																									
支援の種類	融資																																																									
支援の内容	<p>●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は70㎡以上、リ・ユースプラスマンションは50㎡以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。</p> <p>また、リ・ユース購入においては、建築年数が原則25年以内（耐火・高性能準耐火）または20年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要となります。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <p>■新築住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,460万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>1,400万円</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算</td> <td>450万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>■中古住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>準耐火住宅</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td> <td>1,160万円</td> <td>1,460万円</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>950万円</td> <td>1,400万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算（一般分）</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>土地取得費</td> <td>970万円</td> <td>970万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>20年、25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>25年、30年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※返済期間は、建築年次等によって異なりますので住宅金融公庫にご確認ください。</p> <p>※金利については、住宅金融公庫にご確認ください。</p>	構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円	—	土地取得費	970万円	—	構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円	木造住宅（一般）	950万円	1,400万円	特例加算（一般分）	450万円	450万円	土地取得費	970万円	970万円	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年	リ・ユースプラス住宅	25年、30年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
構造等	融資限度額	返済期間																																																								
耐火住宅	1,460万円	35年																																																								
準耐火住宅	1,460万円	35年																																																								
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																																																								
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																																																								
特例加算	450万円	—																																																								
土地取得費	970万円	—																																																								
構造等	融資限度額																																																									
	リ・ユース	リ・ユースプラス																																																								
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																																																								
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																																																								
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円																																																								
木造住宅（一般）	950万円	1,400万円																																																								
特例加算（一般分）	450万円	450万円																																																								
土地取得費	970万円	970万円																																																								
建て方	種別	返済期間																																																								
一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年																																																								
	リ・ユースプラス住宅	25年、30年																																																								
マンション	リ・ユースマンション	25年																																																								
	リ・ユースプラスマンション	35年																																																								
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。																																																									
問い合わせ	住宅金融公庫																																																									

（出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府））

資料第 023-21 被災者のための各種支援事業（東日本大震災）

制度の名称	災害援護資金																																	
支援の種類	貸付（融資）																																	
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3%（据置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table> <p>【今回の措置】 貸付利率、据置期間、償還期間が下表のとおり優遇されています。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子（保証人を立てない場合は1.5%）</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6年以内（特別の場合8年） ※据置期間中は無利子で償還は不要です。</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>13年以内（据置期間を含む）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	据置期間	3年以内（特別の場合5年）	償還期間	10年以内（据置期間を含む）	貸付利率	無利子（保証人を立てない場合は1.5%）	据置期間	6年以内（特別の場合8年） ※据置期間中は無利子で償還は不要です。	償還期間	13年以内（据置期間を含む）
	貸付限度額		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																															
			ア 当該負傷のみ	150万円																														
			イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																														
			ウ 住居の半壊	270万円																														
			エ 住居の全壊	350万円																														
			②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																															
			ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																														
		イ 住居の半壊	170万円																															
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																																	
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）																																	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																																	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																																	
貸付利率	無利子（保証人を立てない場合は1.5%）																																	
据置期間	6年以内（特別の場合8年） ※据置期間中は無利子で償還は不要です。																																	
償還期間	13年以内（据置期間を含む）																																	
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																					
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																
	1人	220万円																																
	2人	430万円																																
	3人	620万円																																
	4人	730万円																																
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																																	
お問い合わせ	市町村																																	

（出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府））

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	250万円以内（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6か月以内
	償還期間	7年以内（目安）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	200万円以内
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.5%
	据置期間	6か月
	償還期間	7年
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。	
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所	

制度の名称	二重ローン対策 （一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会による支援）
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、震災前の借入の返済が困難となった方は、一定の要件の下、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除を受けられます。 ●国の補助により弁護士等の費用はかかりません。
活用できる方	個人の債務者（震災の影響により、震災以前に負担していた住宅ローンや事業性ローン等の返済が困難となった方）
お問い合わせ	一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 個人版私的整理ガイドラインコールセンター TEL 0120-380-883（月～金 9:00～17:00 祝日除く）

（出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府））